

令和7年度山梨市地域ブランディング推進業務委託仕様書

1. 業務名

令和7年度山梨市地域ブランディング推進業務委託

2. 業務の目的

山梨市が持続可能なまちづくりを推進するためには、本市が「選ばれるまち」にならないといけない。「選ばれるまち」になるためには、市民が本市に住み続ける理由を知るだけでなく、継続的に魅力を認識する地域ブランディングをより一層進める必要がある。地域ブランディングを推進するためには、地域ブランド(本市が他市と違う点)が持つ価値観に対し、共感・愛着を集め信頼を獲得することが必要である。

そこで、本市を象徴する地域ブランドを発掘、明確化するため、マーケティング手法に基づき地域が持つ価値観を分析し、統一的なブランドメッセージを作成するとともに、本市のブランドメッセージを浸透させることで、山梨市で暮らし・働き・学ぶ「住民」、市外から山梨市を支える「関係人口」、山梨市に関心を持つ「交流人口」が各々発信力を高め、更なる地域の魅力向上および関係人口・定住人口の増加を目指す。

なお、戦略策定後も、地域参画を促進させていくために、継続的に地域幸福度の分析を行うことで、マーケティング思考を職員に根差し、データに基づいた政策立案を実現する。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

本事業の具体的な内容は、提案に基づき協議・決定するが、山梨市が想定する内容は下記項目である。

(1)地域ブランディング戦略作成に向けた調査・分析

①マーケティング

山梨市の地域特性や魅力、イメージ等について、客観的に現状把握を行うため、統計資料による各種基礎調査やアンケート調査等による調査・分析を行う。

【主な業務内容】

ア) 統計データの調査・分析

e-stat や RESAS などのオープンデータを使った分析のほか、昨年度本市が実施した住民意向調査を活用し、統計データの調査・分析を行う。なお、住民意向

調査には、デジタル庁が提供する「地域幸福度(Well-Being)指標」が含まれる。住民意向調査の対象は、20歳以上であるので、分析に不足する情報があると考えられる場合、提案内容に含むこと。

イ)山梨市イメージ調査・分析

一都三県および隣接する長野県、静岡県の20歳以上の男女を対象に山梨市に対するイメージ調査を実施し、分析を行う。

②住民ワークショップの開催・とりまとめ

地域ブランディング戦略やブランドメッセージの作成に向けて、地域住民や団体に対するワークショップを開催する。

【主な業務内容】

- ・ワークショップの設計
- ・ワークショップの事務局として、ディレクションや資料作成、当日の進行
- ・ワークショップで出た意見のとりまとめ

(2)地域ブランディング戦略・ブランドメッセージの作成(案)

①地域ブランディング戦略の作成

(1)で実施した調査・分析をもとに、地域内外へ戦略的なマーケティング施策を実行するための地域ブランディング戦略を作成する。なお、上位計画である第2次山梨市まちづくり総合計画等との整合性を確保するとともに、令和7年度改訂予定の第2次山梨市まちづくり総合計画第3期中期計画の改訂内容を勘案した戦略とする。

【主な業務内容】

ア)内部検討会の運営補助(2回程度)

- ・内部検討会への参加、助言および提案
- ・検討にあたって必要な資料の作成
- ・内部検討会の議事録の作成

イ)ブランドメッセージを含む地域ブランディング戦略案の作成

戦略案の主な項目

- ・当市の概要
- ・調査・分析結果のまとめ
- ・ブランドメッセージの内容および説明(詳細は4(2)②を参照)
- ・ブランドメッセージに基づく当市の事業体系図
ターゲットとそれに付随する施策分野に応じて、認知から態度変容までのプロセスで関係する情報発信媒体や施策等を体系的に示した図を作成する。
- ・推進体制・評価方法

②ブランドメッセージの作成

現状調査・分析をもとに、地域住民や地域外に対して戦略的な情報発信を行うための当市を象徴するブランドメッセージを作成する。なお作成するにあたり、地域住民や団体の多様な意見を十分に反映し、ブランドメッセージ案を複数作成する。最終的な採用作品は、市が決定するものとする。

【主な業務内容】

- ・ブランドメッセージ(案)の作成
- ・ブランドメッセージ等の効果的な発表方法の検討

(3)職員へのデジタルマーケティング人材育成支援の実施

デジタル媒体の効果的な運用に向けて、次の項目に係る人材育成支援を行う。なお、人材育成の対象は山梨市職員(20名程度)とし、原則対面での実施とする。

【研修内容の主な項目】(所要時間2時間程度、同日2回転実施想定)

- ・デジタルマーケティングとは
- ・ペルソナ選定、ターゲット選定
- ・ゴール・KPIの設定
- ・媒体の選定基準・運用
- ・データ蓄積および利活用方法

(4)地域ブランディング戦略の活用構想

地域ブランディング戦略を効果的に活用し、将来的な事業展開の可能性や広がりを見据えた活用構想を提案する。また、山梨市のシティプロモーションをより盛り上げ、多くの人に注目されるような独自提案、また他分野との政策連動による相乗効果が期待できるような提案する。その際に、KGI、KPIなどの評価指標案を併せて提案する。

(5)その他

上記に掲げる業務のほかに、本事業に資する業務があれば、専門的な見地から必要な助言、支援を行うこと。

5. 事業実施体制等

(1)業務計画書の作成

本業務の目的を十分考慮し、合理的かつ正確に作業を実施するために、契約後速やかに実施方法や実施工程、業務体制等を記した業務計画書を作成し、当市と十分な打合せを行うこと。

(2) 打合せおよび議事録の作成

受託者は業務の遂行にあたって、業務の実施内容の調整や進捗状況の共有のため、
当市と2週に1度を目安に基本オンラインを活用して定期的に打合せを実施する。また、
打合せ記録の議事録を作成するとともに、進捗状況を随時報告すること。

(3) 連絡体制の確保

当市担当者と常に連携がとれる窓口を設置し、連絡を密にすること。

(4) 資料の収集整理

作業実施に必要な資料の収集整理を行うこと。

6. 成果品の納品

本業務において、主な成果品は次のとおりとするが、詳細については当市と受託者が協議
の上で決定するものとする。

(1) 成果品

- ① 上記業務に係る実施報告書
- ② ブランド調査・現状分析で作成した分析資料
- ③ 山梨市地域ブランディング戦略

(2) 納品方法

紙媒体および電子媒体(CD-ROM)各1部

※電子データはWEB上で公開可能なものとし、そのファイル形式、保存媒体は別途協議
するものとする。

(3) 納品場所

山梨市 企画推進課 企画・DX 推進担当

(4) 検査の実施

市は、納入から速やかに成果物の検査を行う。検査の結果不備と認められた場合、受
託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納品する。また市は、
再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

7. 資料の貸与

本業務の実施にあたり必要な資料で、当市が所有しているものについては、これを貸与

する。(市の保有する画像や動画、昨年度実施済みの地域幸福度(Well-Being)指標調査結果、第2次総合計画のアンケート結果等)

8. 成果品等の帰属

- (1)受託者は、成果品の著作権を著作権法第27条および28条の規定による権利も含めて当市に無償譲渡するものとする。
- (2)受託者は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3)前各号の規定にかかわらず、成果品に受託者が既に著作権を保有しているもの 以下「著作物」という。) が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は当市に対し、当該成果品を当市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

9. 疑義および協議

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、当市と受託者が協議の上、業務を遂行しなければならない。

10. その他

- (1)本業務の遂行にあたっては、関係法令および条例等を遵守すること。
- (2)受託者は、本業務において知り得た情報を、本業務の目的以外に使用、または第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約期間終了後についても同様とする。
- (3)本業務のすべてを第三者に委任し、又は、請け負わせること(以下「委任等」を禁止する。なお、業務の品質や生産性を向上させるために、業務の一部を委任などする場合、あらかじめ書面にて当市の承認を得なければならない。この場合、当該第三者には秘密保持義務を負わせるものとし、受注者は、当該第三者の行為について一切の責任を負うものとする。

11. 事務局

山梨市 企画推進課 企画・DX 推進担当
住所:〒405-8501 山梨県山梨市小原西 843
電話:0553-22-1111(代) 内線2423
メール:kikaku@city.yamanashi.lg.jp